

## 第4章 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 1. 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物は、建築物と同様に景観上の影響が大きい要素であり、屋外広告物に関する施策を景観計画に位置づけることにより、建築物等の景観形成と連携して取り組みます。岡山市全域に関する「良好な景観形成に関する方針」に即して、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持するために、「岡山市屋外広告物条例」に基づき、市内全域ですべての屋外広告物を対象に必要な規制を行います。

条例では、各地域の歴史・文化・自然・市街地の状況など地域の特性に応じて、市域を禁止地域並びに第1種、第2種、及び第3種許可地域に区分し、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について、適切な規模、配置、形態、色彩及び意匠となるように必要な規制を行います。

また、景観形成重点地区に位置づけられている区域は、それぞれの地区で掲げる「良好な景観形成に関する方針」に基づき、建築物等の制限に合わせて、屋外広告物に関しても、地区の特性に応じたきめ細かい制限を実施します。

### 2. 屋外広告物の表示等に関する制限

#### (1) 禁止地域

文化財に指定された建造物の周辺区域、岡山の玄関口である岡山駅前広場、岡山空港とその主要なアクセス道路沿道、及び岡山後楽園とその周辺の風致地区など文化的な景観や岡山を代表する景観を形成すべき地域では、屋外広告物がないすっきりした都市景観を形成するため、小規模な自家広告を除き原則として屋外広告物の掲出を禁止します。



岡山城、岡山後楽園周辺

## (2) 許可地域

### ○第1種許可地域

良好な居住環境を有する低層住居専用地域では、できる限り広告物が少なく緑豊かな都市景観を形成するため、住環境上支障となるおそれがある屋上、野立及びネオン等の屋外広告物を禁止するとともに、その他の広告物は必要最小限の規模とします。

### ○第2種許可地域

郊外部の主要な道路及び鉄道とその周辺区域では、周辺の自然環境と調和した良好な道路景観等を形成するため、野立広告物を禁止するとともに、その他の広告物についても規模等を抑制します。

### ○第3種許可地域

上記以外の市街地では、商業地をはじめ良好な都市景観を形成するため、商業業務活動との調整を図りながら過度な屋外広告物の掲出を抑制します。

派手で大規模な商業広告が集積する幹線道路沿道は、「広告景観」とでも呼ばれるような乱雑な景観を呈しており、良好な道路景観を取り戻すため、屋外広告物の配置、規模及び色彩等に関して規制を強化します。

## (3) 屋外広告物モデル地区

都心を構成する主要な街路について、歩いて楽しい都心を形成するため、景観計画（建築物等の制限）に対応して、屋外広告物モデル地区に指定し、集合広告、建物との一体化、高彩度色彩の抑制など都市の良好な景観形成を誘導します。

岡山駅前広場を含む桃太郎大通り沿道は、平成8年に岡山市においてモデル地区に指定し、平成29年4月からは西川緑道公園筋・枝川筋沿道、市役所筋沿道、県庁通り沿道を含め、「都心軸屋外広告物モデル地区」として指定しました。

さらに、平成31年4月からは、景観形成重点地区（都心軸沿道地区）の拡充と併せて、柳川筋沿道、西口筋・昭和町通り沿道、城下筋沿道、主要地方道岡山児島線・国道250号沿道を拡充し、建物と広告物が一体化した良好な景観形成を目指します。



桃太郎大通り



県庁通り

## (4) 違法屋外広告物の対策

市内には違法な屋外広告物が数多く掲出されており、都市景観を大きく損なっています。違法屋外広告物の一掃を目指して、是正指導及び撤去などの違法屋外広告物対策を強力に推進します。